

2023年12月21日

各 位

インフラファンド発行者名 東京インフラ・エネルギー投資法人 代表者名 執行役員 永森 利彦 (コード番号 9285)

管理会社名

東京インフラアセットマネジメント株式会社 代表者名 代表取締役社長 永森 利彦 問合せ先 執行役員管理本部長

変

更

兼財務経理 IR 部長 真栄田 義人 (TEL: 03-6551-2833)

管理会社における社内規程(リスク管理方針)一部変更に関するお知らせ

東京インフラ・エネルギー投資法人(以下「本投資法人」といいます。)が資産の運用を委託する資産運用会社である東京インフラアセットマネジメント株式会社(以下「本管理会社」といいます。)は、本日、本管理会社の社内規程であるリスク管理方針を下記のとおり変更することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更理由

本管理会社においてリスク管理方針の見直しを実施のうえ、全体的な表現を調整するとともに、その他必要な規定の 修正を行うものです。

2. 変更内容

以下に、変更箇所を含むリスク管理方針の一部を記載します。

更

前

【変更箇所①】

第1章 総則 第1条(目的)

変

(下線部は変更箇所を示します。)

後

(目的)	(目的)
第1条	第1条
本方針は、リスク管理規程に <u>基づき</u> 当社が <u>行うリスク管</u>	本方針は、リスク管理規程に <u>従い、</u> 当社が <u>本投資法人</u>
理に関し、当社 <u>が</u> その資産の運用を <u>受託する</u> 投資法人	<u>(</u> 当社 <u>に対し</u> その資産の運用 <u>に係る業務</u> を <u>委託している</u>
(以下、「本投資法人」という。)の運営を行ううえで重要な	投資法人をいう。以下同じ。)の資産の運用に係る業務を
<u>諸リスクを</u> 特定し、リスクの把握・認識方法、リスクリミット、	<u>遂行するにあたり、主要なリスクの</u> 特定、リスクの把握・認
リスク低減の方策(リスクへの対処 <u>方法</u>)、リスク発見時のリ	識方法、リスクリミット、リスク低減の方策(リスクへの対処
スク削減方法等の観点から管理すべき事項を定めること	<u>方針</u>)、リスク発見時のリスク削減方法 <u>その他これに関す</u>
を目的とする。	<u>る</u> 事項 <u>(以下総称して「主要なリスクの特定等」という。)</u> を
	定めることにより、当社の業務の健全性及び適切性を確
	<u>保する</u> ことを目的とする。

【変更箇所②】

第2章 リスクの特定及び管理方針

第3条(リスク管理方針の対象となるリスクの特定とその管理方針)

	() () () () () () () () () ()
変更前	変更後
(リスク管理方針の対象となるリスクの特定とその管理方	(<u>主要な</u> リスクの特定 <u>等</u>)
針)	



変 更 前	変更後
第3条	第3条
当社は、本投資法人の運営を行う上で重要な諸リスク	1 当社は、主要なリスクの特定等に従い、本投資法人の
として、次の各号に定めるリスクを特定し、本方針に従っ	資産の運用に係る業務に関するリスクを管理しなけ
で管理を行う。	<u>ればならない。</u>
(新設)	2 当社は、次のとおり主要なリスクの特定等を定めるもの
	<u>とする</u> 。

【変更箇所③】

第2章 リスクの特定及び管理方針 第3条(主要なリスクの特定等)

- a. 事業リスク
 - i. オペレーター及び賃借人のリスク

	変更前	変 更 後
11770		
リスクの 特定	(省略)	(現行どおり)
	任世 ロバナ・・・ カーの叶を広泊について	任世 1 7 7 1 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
リスクの 把握・認識	・賃借人及びオペレーターの財務状況について、	・賃借人及びオペレーターの財務状況について、
	賃貸借契約又は <u>[業務/運営]</u> 委託契約において オペレーターに対し必要な財務情報等の提供を	賃貸借契約又は <u>オペレーター</u> 業務委託契約においてオペレーターに対し必要な財務情報等の提
方法	義務付ける条項を設け、これに基づき提出された	(いてオペレーターに対し必要な財務情報寺の徒 供を義務付ける条項を設け、これに基づき提出さ
	義務的りる朱墳を設け、これに基づき旋山された 情報等を確認するなどしてオペレーター選定基準	快を義務的りる条項を取り、これに基づき提出された情報等を確認するなどしてオペレーター選定
	情報等を確認するなどとないとう 選定基準 への適合性に関する継続的なモニタリングを行	基準への適合性に関する継続的なモニタリングを
	い、当該リスクを把握・認識します。 ただし、上場会	それ、い過日にに関する極続的なピープラングで 行い、当該リスクを把握・認識します。ただし、上場
	社等であって公開情報のみにより十分な情報を入	会社等であって公開情報のみにより十分な情報を
	手できる場合には、当該公開情報によりモニタリン	入手できる場合には、当該公開情報によりモニタリ
	グを行うことができます。	一ングを行うことができます。
リスク	(省略)	(現行どおり)
リミット	\	(Onl) C 40 //
(リスク発		
見時に想		
定される事		
項)		
リスク低減	•(省略)	・(現行どおり)
の方策	・リスクリミットへの抵触を賃借人との賃貸借契約又	・リスクリミットへの抵触を賃借人との賃貸借契約又
(リスクへ	はオペレーターとの業務委託契約の解除事由と	はオペレーターとのオペレーター業務委託契約の
の対処方	し、当該時点における状況を踏まえ、賃貸借契約	解除事由とし、当該時点における状況を踏まえ、
針)	又は業務委託契約の解除及び新たな賃借人又は	賃貸借契約又はオペレーター業務委託契約の解
	オペレーターの選任を検討できるようにします。	除及び新たな賃借人又はオペレーターの選任を
		検討できるようにします。
	•(省略)	・(現行どおり)
	・オペレーター又は賃借人の信用リスクが顕在化し	(削除)
	た場合に、新たなオペレーター又は賃借人と賃貸	
	借契約又は業務委託契約を締結するまでの間に	
	賃料の支払が滞ることなどによる本投資法人への	
	悪影響を低減するため、事前の計画に基づき、本	
	投資法人は、自ら又は設備保有信託をして一定	
	以上の金額を積み立て、又は積み立てさせるもの	
11 2: = 34: = 17	Elst.	- hi\ Bo体出 1 0
リスク発現	・モニタリングの結果、オペレーター又は賃借人の	・モニタリングの結果、オペレーター又は賃借人の
時の	信用リスクに係る当該リスクリミットへの抵触が確認	信用リスクに係る当該リスクリミットへの抵触が確認
リスク削減	された場合には、賃貸借契約又は業務委託契約の解除及び等をなせる。	された場合には、賃貸借契約又はオペレーター業
方法	の解除及び新たなオペレーター又は賃借人の選	務委託契約の解除及び新たなオペレーター又は 賃借人の選任を行うことを検討します。
2014	任を行うことを検討します。	
その他	(省略)	(現行どおり)



【変更箇所④】

第2章 リスクの特定及び管理方針 第3条(主要なリスクの特定等)

- a. 事業リスク
 - ii. オペレーターの能力に関するリスク

(下線部は変更箇所を示します。)

	<u> </u>	(下級部は変更固別を示します。)
	変 更 前	変 更 後
リスクの	(省略)	(現行どおり)
特定		
リスクの	・オペレーターの運営状況について、オペレータ	・オペレーターの運営状況について、オペレータ
把握•認識	ーとの <u>運営</u> 委託契約(オペレーターが賃借人を兼	ーとのオペレーター業務委託契約(オペレーター
方法	和る場合は賃貸借契約を含む。以下本 ii.及び iii.	が賃借人を兼ねる場合は賃貸借契約を含みま
	において同じ。)においてオペレーターに対し必要	す。以下本 ii.及び iii.において同じです。)におい
	な運営実績及び組織体制等に係る情報等の提供	
	を義務付ける条項を設け、これらに基づき提出さ	体制等に係る情報等の提供を義務付ける条項を
	れた情報等(再生可能エネルギー発電設備の運	設け、これらに基づき提出された情報等(再生可
	営事業に係る売上高、出力、発電設備についてモ	能エネルギー発電設備の運営事業に係る売上
	ニタリングするための組織、運営業務に携わる人	高、出力、発電設備についてモニタリングするため
	員の人数及び責任者の地位にある者の業務経験	の組織、運営業務に携わる人員の人数及び責任
	等を含みます。)を確認するなどしてオペレーター	者の地位にある者の業務経験等を含みます。)を
	選定基準への適合性に関する継続的なモニタリン	確認するなどしてオペレーター選定基準への適合
	グを行い、当該リスクを把握・認識します。ただし、	性に関する継続的なモニタリングを行い、当該リス
	上場会社等であって公開情報のみにより十分な情	クを把握・認識します。ただし、上場会社等であっ
	報を入手できる場合には、当該公開情報によりモ	て公開情報のみにより十分な情報を入手できる場
	ニタリングを行うことができます。	合には、当該公開情報によりモニタリングを行うこと
	//·/ / EII/CCM·(CA)	口には、ヨ欧公州情報によりに一クリングを行うことができます。
リスク	(省略)	(現行どおり)
リミット	\	(Sp11 C 40 2)
リスク発		
見時に想		
定される事		
項)		
リスク低減	•(省略)	・(現行どおり)
の方策	・(10m) ・リスクリミットへの抵触をオペレーターとの運営委	・(呪1)とねり) ・リスクリミットへの抵触をオペレーターとのオペレ
リスクへ	・リスクリミッドへの私梱をオンレーターとの <u>運営</u> 安 託契約の解除事由とし、当該時点における状況を	- リスクリミットへの払照をオペレーターとの <u>オペレ</u> ーター業務委託契約の解除事由とし、当該時点に
の対処方		<u>一夕一</u>
	踏まえ、 <u>運営</u> 委託契約の解除及び新たなオペレ	
針)	ーター(従前のオペレーターが賃借人を兼ねる場合は新たね賃件」なった。 パアカ にんたい アラ	の解除及び新たなオペレーター(従前のオペレー
	合は新たな賃借人を含 <u>む</u> 。以下本 ii . において同	ターが賃借人を兼ねる場合は新たな賃借人を含したませ、以下すになかいて同じです。
	じ。)の選任を検討できるようにします。	<u>みます。</u> 以下本 ii .において同じ <u>です</u> 。)の選任を
	(検討できるようにします。
	·(省略)	・(現行どおり)
27	(省略)	・(現行どおり)
リスク発現	・モニタリングの結果、オペレーターの能力等に関	・モニタリングの結果、オペレーターの能力等に関
時の	するリスクに係る当該リスクリミットへの抵触が確認	するリスクに係る当該リスクリミットへの抵触が確認
リスク削減	された場合には、業務委託契約の解除及び新た	された場合には、オペレーター業務委託契約の解
方法	なオペレーターの選任を行うことを検討します。	除及び新たなオペレーターの選任を行うことを検
		討します。
その他	(省略)	(現行どおり)

【変更箇所⑤】

第2章 リスクの特定及び管理方針

第3条(主要なリスクの特定等)

- a. 事業リスク
 - iii. 再生可能エネルギー発電設備の事業計画認定が取り消されるリスク



	変更前	変更後
リスクの	(省略)	(現行どおり)
特定		
リスクの	・事業計画認定の基準に適合することを、定期的	・事業計画認定の取消事由の発生の有無及び内
把握•認識	に(少なくとも 1 か月に 1 回以上)オペレーターを	容、取り消される可能性の程度並びに取消事由解
方法	通じて確認します。	消の見通しの有無及び程度を、オペレーター等を
		通じて <u>モニタリング</u> します。
リスク	・事業計画認定への不適合が生じることをもってリ	・事業計画認定の取消事由が生じ、所定の期限内
リミット	スクリミットとします。	にこれを解消する見込みが立たない状態になる
(リスク発		等、事業計画認定が取り消される具体的なおそれ
見時に想		が生じることをもってリスクリミットとします。
定される事		
項)		
リスク低減	•(省略)	・(現行どおり)
の方策	·(省略)	・(現行どおり)
(リスクへ	・業務委託契約上、オペレーターが事業計画認定	・オペレーター業務委託契約上、オペレーターが
の対処方	に係る事項の変更を行おうとする場合には予めそ	事業計画認定に係る事項の変更を行おうとする場
針)	の旨を通知させ、また、変更が生じた場合には直	合には予めその旨を通知させ、また、変更が生じ
	ちにその旨を通知させるとともに、業務委託契約に	た場合には直ちにその旨を通知させるとともに、 <u>オ</u>
	おいて、法令に従って変更に関する認定申請又	<u>ペレーター</u> 業務委託契約において、法令に従って
	は軽微な変更に関する届出が行われることを義務	変更に関する認定申請又は軽微な変更に関する
	付けます。	届出が行われることを義務付けます。
リスク発現	・当該基準に適合しないことが明らかになった時点	・事業計画の認定の取消事由が生じた場合又は
時の	でオペレーターをして可能な限り早期に基準に適	その具体的な可能性が生じた場合には、オペレー
リスク削減	<u>合させ</u> ます。	ター <u>等を通じ</u> て可能な限り早期に <u>取消事由を解消</u>
方法		<u>することに努め</u> ます。
その他	(省略)	(現行どおり)

【変更箇所⑥】

第2章 リスクの特定及び管理方針 第3条(主要なリスクの特定等)

a. 事業リスク

iv. 事故・災害による投資対象資産の既存、滅失又は劣化のリスク

		(ト線部は変更箇所を示します。)
	変更前	変更後
リスクの	・再生可能エネルギー発電設備等においては、電	・再生可能エネルギー発電設備等においては、電
特定	気工作物の使用等の危険性のある活動が行わ	気工作物の使用等の危険性のある活動が行わ
	れ、又は強風等による太陽 <u>電池</u> パネルや風車の	れ、又は強風等による太陽光パネルや風車の破
	破損、洪水によるダム・堰の決壊等、各再生可能	損、洪水によるダム・堰の決壊等、各再生可能エ
	エネルギー発電設備等に特有の事故等が発生す	ネルギー発電設備等に特有の事故等が発生する
	る可能性があり、運用資産においてかかる事故等	可能性があり、運用資産においてかかる事故等が
	が発生した場合、再生可能エネルギー発電設備	発生した場合、再生可能エネルギー発電設備等
	等が滅失、劣化又は毀損し、一定期間の不稼働を	が滅失、劣化又は毀損し、一定期間の不稼働を余
	余儀なくされるリスク。	儀なくされるリスク。
	・火災、地震、液状化、津波、火山の噴火・降灰、	・火災、地震、液状化、津波、火山の噴火・降灰、
	高潮、強風、暴風雨、積雪、大雨、洪水、落雷、竜	高潮、強風、暴風雨、積雪、大雨、洪水、落雷、竜
	巻、土砂災害、戦争、暴動、騒乱、テロ等又は第	巻、土砂災害、戦争、暴動、騒乱、テロ等又は第
	三者による盗難、損壊行為等の不法行為もしくは	三者による盗難、損壊行為等の不法行為 <u>若</u> しくは
	動植物による被害により再生可能エネルギー発電	動植物による被害により再生可能エネルギー発電
	設備等が滅失、劣化又は毀損し、その価値が悪影	設備等が滅失、劣化又は毀損し、その価値が悪影
	響を受けるリスク。	響を受けるリスク。
	·(省略)	・(現行どおり)
リスクの	(省略)	(現行どおり)
把握·認識		
方法		



		変	更	前	変	更	後	
リスク	(省略)				(現行どおり)			
リミット								
(リスク発								
見時に想								
定される事								
項)								
リスク低減	(省略)				(現行どおり)			
の方策								
(リスクへ								
の対処方								
針)								
リスク発現	(省略)				(現行どおり)			
時のリスク								
削減方法					 			
その他	(省略)				(現行どおり)			

【変更箇所⑦】

第2章 リスクの特定及び管理方針 第3条(主要なリスクの特定等)

- a. 事業リスク
 - v. 発電事業者たる賃借人との賃貸借契約の終了に関するリスク

(下線部は変更箇所を示します。)

	変更前	変更後
リスクの	(省略)	(現行どおり)
特定		
リスクの	・(省略)	・(現行どおり)
把握•認識	・賃貸借契約又は業務委託契約においてオペレ	・賃貸借契約又はオペレーター業務委託契約に
方法	ーターに対し必要な財務情報等の提供を義務付	おいてオペレーターに対し必要な財務情報等の
	ける条項を設け、これに基づき提出を受けた財務	提供を義務付ける条項を設け、これに基づき提出
	情報等を確認するなどしてモニタリングを行い、賃	を受けた財務情報等を確認するなどしてモニタリン
	借人又はオペレーターの財産的基盤を把握・認識	グを行い、賃借人又はオペレーターの財産的基盤
	の上で、賃借人又はオペレーターの破たんその他	を把握・認識の上で、賃借人又はオペレーターの
	の事由により賃貸借契約が終了し、又は更新され	破たんその他の事由により賃貸借契約が終了し、
	ないおそれを認識します。	又は更新されないおそれを認識します。
リスク	(省略)	(現行どおり)
リミット		
(リスク発		
見時に想		
定される事		
項)		
リスク低減	(省略)	(現行どおり)
の方策		
(リスクへ		
の対処方		
針)		
リスク発現	(省略)	(現行どおり)
時の		
リスク削減		
方法		
その他	(省略)	(現行どおり)

【変更箇所⑧】

第2章 リスクの特定及び管理方針 第3条(主要なリスクの特定等)



a. 事業リスク

vi. O&M 業者、EPC 業者又はメーカーに関するリスク

(下線部は変更箇所を示します。)

	変更前	変更後
リスクの	(省略)	(現行どおり)
特定		
リスクの	・公開情報又は賃貸借契約若しくは O&M 業者等	公開情報又は賃貸借契約若しくは O&M 業者等と
把握•認識	との契約上の条項等に基づき業務体制(人的体制	の契約上の条項等に基づき業務体制(人的体制
方法	を含む。以下同じ。)及び財務に関する情報を確	を含 <u>みます。以下本vi.において</u> 同じ <u>です</u> 。)及び
	認するなどしてモニタリングを行い、O&M 業者等	財務に関する情報を確認するなどしてモニタリング
	の人的・財産的基盤を把握・認識します。EPC 業	を行い、O&M 業者等の人的・財産的基盤を把握・
	者又はメーカーの無資力リスクに対しては、表明	認識します。EPC 業者又はメーカーの無資力リス
	保証責任、瑕疵担保責任又はメーカー保証の履	クに対しては、表明保証責任、瑕疵担保責任又は
	行を求める権利の有効期間において、その財務に	メーカー保証の履行を求める権利の有効期間に
	関する公開情報を確認するなどしてモニタリングを	おいて、その財務に関する公開情報を確認するな
	行い、EPC 業者又はメーカーが無資力となるおそ	どしてモニタリングを行い、EPC 業者又はメーカー
	れを把握・認識します。	が無資力となるおそれを把握・認識します。
リスク	(省略)	(現行どおり)
リミット		
(リスク発		
見時に想		
定される事		
項)	(4)	()
リスク低減	・(省略)	・(現行どおり)
の方策	・再生可能エネルギー発電設備の保守管理等の	・再生可能エネルギー発電設備の保守管理等の
(リスクへ	費用を想定以上に本投資法人が負担することとな	費用を想定以上に本投資法人が負担することとな
の対処方	った場合に、当該費用の支払に充てる資金を適時	った場合に、当該費用の支払に充てる資金を適時
針)	に準備又は調達することを目的として、事前の計	に準備又は調達することを目的として、事前の計
	画に基づき、本投資法人は、自ら又は設備保有信	画に基づき、本投資法人は、自ら又は設備保有信
	託をして一定以上の金額を積み立てます。	託 <u>の受託者等</u> をして一定以上の金額を積み立て
11 マ ケマシアロ	マーロンドの仕田 0014 米ゼのロットの旺ナル	ます。
リスク発現	・モニタリングの結果、O&M 業者のリスクの顕在化	・モニタリングの結果、O&M業者のリスクの顕在化
時の	のおそれが確認された場合には、O&M 契約の解	のおそれが確認された場合には、O&M 契約の解
リスク削減	除及び新たな O&M 業者の選任を行うことを検討	除及び新たなO&M業者の選任を行うことを検討し
方法	する。EPC 業者又はメーカーが無資力となるおそれなな。	ます。EPC 業者又はメーカーが無資力となるおそ
	れを確認した場合には、担保の設定その他の権利	れを確認した場合には、担保の設定その他の権利
7.00 114	保全のための方法を検討します。	保全のための方法を検討します。
その他	(省略)	(現行どおり)

【変更箇所⑨】

第2章 リスクの特定及び管理方針 第3条(主要なリスクの特定等)

a. 事業リスク

vii. 境界の未確定のリスク

	変更前	変 更 後		
リスクの	(省略)	(現行どおり)		
特定				
リスクの	・再生可能エネルギー発電設備取得時のデュー	・再生可能エネルギー発電設備取得時のデュー・		
把握·認識	<u>ディリジェンス</u> において、その事業用地の境界確	ディリジェンスにおいて、その事業用地の境界確		
方法	定の状況について個別に確認を行います。	定の状況について個別に確認を行います。		
リスク	(省略)	(現行どおり)		
リミット				
(リスク発				
見時に想				



	変 更 前	変 更 後
定される事		
項)		
リスク低減	・境界確定を実施する場合(原則)	・境界に関するリスクが低いと判断できる事業用地
の方策	本投資法人が再生可能エネルギー発電設備を取	に限って投資を行うことで、境界未確定のリスクに
(リスクへ	得するにあたっては、本投資法人がその事業用地	よる悪影響が生じる可能性を低減します。
の対処方	を取得するか否かにかかわらず、隣地との間の境	境界に関するリスクが低いと判断できる場合として
針)	界が確定していることを原則とし、境界が確定して	は、例えば、以下のような場合があります。
·	いない場合には境界確定を実施します。	(a) 発電設備用地全体について、隣地との境界が
	・境界確定を実施しない場合(例外)	確定している場合(原則)。
	他方、以下のいずれかに該当する場合には、例外	(b) 発電設備用地と隣地との境界の全部又は一
	的に、境界の確定を実施しないこととします。ただ	部が確定していない場合であって、以下のいずれ
	し、再生可能エネルギー発電設備の敷地等及び	かに該当する場合(例外)。
	その隣地の状況又は隣地との関係その他の事情	(i) 境界の確定がされていないことについての合
	に鑑み、境界の確定を実施することを妨げませ	理的な理由があり、かつ、事業用地の隣地の所有
	h _o	者等との間で、境界に関する紛争又は認識の不
	i 隣地が国若しくは地方公共団体又はこれらに	一致が確認されない等により、将来の境界の変更
	準ずる団体(地方公社等)が所有していると思料さ	の可能性がない又は低いと合理的に判断できる場
	れる道路、河川、水路、公園等の公共施設に係る	合(隣地が国若しくは地方公共団体又はこれらに
	土地である場合。なお、当該国若しくは地方公共	準ずる団体(地方公社等)が所有していると思料さ
	団体又はこれらに準ずる団体から境界に関する指	れる道路、河川、水路、公園等の公共施設に係る
	摘がなされておらず、境界確定を行うことが実務上	土地である場合を含みますがこれらに限りませ
	難しい場合に限ります。なお、再生可能エネルギ	λ_{\circ}).
	一発電設備の取得にあたって、原則として、当該	<u>^^。/。</u> (ii)事業用地について測量が実施されており、か
	国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる団体	つ、隣地の所有者等との間で境界に関する紛争
	に対して、境界に関する問題を認識しているか否	が生じていない場合。
	かの確認を行います。	<u>***エンく * *** *** **** ******************</u>
	2007年記されてより。 ii 境界と再生可能エネルギー発電設備(例え	生可能エネルギー発電設備(例えば、太陽光発電
	ば、太陽光発電設備の場合においては、アレイ	設備の場合においては、アレイ(太陽光パネルの
	(太陽電池モジュールの列))との間に十分なバッ	列))との間に十分な距離が確保されており、境界
	ファーがあり、かつ、隣地所有者の属性、隣地所	が事業用地の外縁から相当程度後退した場合で
	有者と当該敷地等の現所有者との関係並びに当	あっても、再生可能エネルギー発電設備の撤去又
	該敷地等に設置されている再生可能エネルギー	は移設等が必要とならないことが見込まれる場合。
	発電設備に対する隣地所有者の認識その他の状	(iv)再生可能エネルギー発電設備等に係る売買
	光電 以 備に 対 する 毎地 所 有 者 り 心 職 て り 他 り 人 況 を 総 合 的 に 勘 案 し、 隣 地 所 有 者 と の 間 で 境 界 に	契約その他の契約において、隣地との境界が確
	関する紛争が生じる可能性が低いと判断できる場	定していない箇所について、将来の境界変更があ
	合。ただし、隣地(道路を除く。)の境界と再生可能	った場合に再生可能エネルギー発電設備に生じ る損失及び費用を売主その他の第三者に負担さ
	エネルギー発電設備との間に十分なバッファーが	
	ない箇所がある場合、隣地所有者との間で当該部 分について境界に関する問題が生じていないこと	<u>せることが合意されており、当該損失及び費用を</u> 本投資法人が負担する可能性がない又は低いと
	<u>対について現外に関する問題が生していないこと</u> を確認する書面を交わすか、当該箇所について部	本投資法人が負担する可能性がない文は低いと 合理的に判断できる場合。
	安確認する青山を交わりか、当該箇所について前 分的に境界確定を実施する等の措置を取ります。	
	<u> </u>	(v)事業用地の隣地の所有者が事業用地の所有 老は同じの担合で、辞典に関する外名又は認識
	なお、「十分なバッファーがある場合」に該当する	者と同一の場合で、境界に関する紛争又は認識
	か否かは、境界とフェンス、アレイその他の設備と	<u>の不一致が確認されない場合。</u>
	の距離並びに境界部分及びその周辺の地形その	
	他の状況を総合的に勘案して判断します。	
	・ただし、境界の確定を実施しない場合、本投資 **** *** ** ** ** ** ** ** **	
	法人は、原則として、再生可能エネルギー発電設	
	備に係る売買契約において、境界未確定の部分	
	においてフェンス、(太陽光発電設備の場合にお	
	いては)アレイその他の設備が隣地に越境してい	
	ることが判明した場合、当該設備の移設その他越	
	境の解消に要する費用を売主に負担させることと	
,, ,,	<u>List</u> .	
リスク発現	・事業用地の隣接地所有者から境界に関する苦	・事業用地の隣接地所有者から境界に関する苦



	変 更 前	変 更 後
時の	情やクレームがなされる等、当該隣接地所有者	情やクレームがなされる等、当該隣接地所有者
リスク削減	との間で境界に関する紛争が生じ得る兆候が見	との間で境界に関する紛争が生じ得る兆候が見
方法	られた場合は、賃借人又は O&M 業者等を通じ	られた場合は、賃借人 <u>、オペレーター</u> 又は O&M
	て、早期に対応し、紛争の発生を未然に防ぎま	業者等を通じて、早期に対応し、紛争の発生を
	す。	未然に防ぎます。
	•(省略)	・(現行どおり)
その他	(省略)	(現行どおり)

【変更箇所⑩】

第2章 リスクの特定及び管理方針

第3条(主要なリスクの特定等)

- b. 市場、景気、需要変動リスク
 - ii. 借入れ及び投資法人債の金利に関するリスク

(下線部は変更箇所を示します。)

	変更前	変更後
リスクの	(省略)	(現行どおり)
特定		
リスクの	(省略)	(現行どおり)
把握·認識		
方法		
リスク	・長期金利を始めとする各種指標を継続的に参照	・変動金利の支払額が増加し、投資主に対する利
リミット	し、日本相互証券株式会社の公表する新発 10 年	益分配が 2 営業期間連続して不可能となることを
(リスク発	国債利回りの各営業日の終値が60営業日連続で	もってリスクリミットとします。
見時に想	1.0%を超える金利環境となった場合をもってリスクリ	
定される事	ミットとします。	
項)		
リスク低減	(省略)	(現行どおり)
の方策		
(リスクへ		
の対処方		
針)		
リスク発現	(省略)	(現行どおり)
時の		
リスク削減		
方法		
その他	(省略)	(現行どおり)

【変更箇所⑪】

第2章 リスクの特定及び管理方針

第3条(主要なリスクの特定等)

b. 市場、景気、需要変動リスク

iii. 技術革新等により、本投資法人の保有する再生可能エネルギー発電設備の需要が低減するリスク

		(上版的は炎久固がどれじより8)
	変更前	変 更 後
リスクの	(省略)	(現行どおり)
特定		
リスクの	・NEDO が発表する公開情報等により情報を収集	・国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合
把握·認識	し、発電設備の技術革新等について把握・認識し	開発機構(NEDO)が発表する公開情報等により情
方法	ます。	報を収集し、発電設備の技術革新等について把
		握・認識します。
リスク	(省略)	(現行どおり)
リミット		
(リスク発		



	変更前	変更後
見時に想		
定される事		
項)		
リスク低減	下記「その他」欄に記載のとおり。	下記「その他」欄に記載のとおりです。
の方策		
(リスクへ		
の対処方		
針)		
リスク発現	下記「その他」欄に記載のとおり。	下記「その他」欄に記載のとおりです。
時の		
リスク削減		
方法		
その他	・本リスクについては、最終的には流動性リスクに	・本リスクについては、最終的には流動性リスクに
	収斂されるため、別個の管理対象とはせず、下記	収斂されるため、別個の管理対象とはせず、後記
	「流動性リスク」において管理を行います。	「 <u>d.</u> 流動性リスク」において管理を行います。

【変更箇所⑫】

第2章 リスクの特定及び管理方針

第3条(主要なリスクの特定等)

c. 特定需要者(電気事業者及び発電事業者)の需要リスク・信用リスク(利用者限定リスク)

(下線部は変更箇所を示します。)

変 更 前	変 更 後
c. 特定需要者(電気事業者及び発電事業者)の需要リス	c. 電気事業者及び <u>オペレーター</u> の需要リスク・信用リスク
ク・信用リスク <u>(利用者限定リスク)</u>	

【変更箇所⑬】

第2章 リスクの特定及び管理方針

第3条(主要なリスクの特定等)

- c. 電気事業者及びオペレーターの需要リスク・信用リスク
 - i. 電気事業者の需要リスク・信用リスク

		(下)が印は名、東面川で小しより。 /
	変更前	変 更 後
リスクの	(省略)	(現行どおり)
特定		
リスクの	下記「その他」欄に記載のとおり。	下記「その他」欄に記載のとおりです。
把握•認識		
方法		
リス	下記「その他」欄に記載のとおり。	下記「その他」欄に記載のとおりです。
クリミット		
(リスク発		
見時に想		
定される事		
項)		
リスク低減	下記「その他」欄に記載のとおり。	下記「その他」欄に記載のとおりです。
の方策		
(リスクへ		
の対処方		
針)		
リスク発現	下記「その他」欄に記載のとおり。	下記「その他」欄に記載のとおりです。
時の		
リスク削減		
方法		
その他	・本リスクについては、別個の管理対象とはせず、	・本リスクについては、別個の管理対象とはせず、



	変 更 前	変 更 後
	<u>下</u> 記「制度変更リスク」において管理を行います。	後記「e.制度変更リスク」において管理を行いま
		す。

【変更箇所⑭】

第2章 リスクの特定及び管理方針 第3条(主要なリスクの特定等)

- c. 電気事業者及びオペレーターの需要リスク・信用リスク
 - ii. 発電事業者の需要リスク・信用リスク

(下線部は変更箇所を示します。)

	(1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,
変 更 前	変更後
ii. 発電事業者の需要リスク・信用リスク	ii. <u>オペレーター</u> の需要リスク・信用リスク

【変更箇所⑮】

第2章 リスクの特定及び管理方針 第3条(主要なリスクの特定等)

- c. 電気事業者及びオペレーターの需要リスク・信用リスク
 - ii. オペレーターの需要リスク・信用リスク

	変更前	変更後
リコカの	・本投資法人は再生可能エネルギー発電設備等	27 27 27
リスクの		・本投資法人は自ら又は設備保有信託の受託者
特定	を賃貸して運用するところ、再生可能エネルギー	<u>を通じて</u> 再生可能エネルギー発電設備等を <u>賃借</u>
	発電設備等を賃借して運用する発電事業者を見	人 SPC に賃貸して運用するところ、かかる賃借人
	出す必要が発生するリスク。	SPC の業務を運営管理するオペレーターを見出
		す必要が発生するリスク
リスクの	(省略)	(現行どおり)
把握•認識		
方法		
リスク	(省略)	(現行どおり)
リミット		
(リスク発		
見時に想		
定される事		
項)		
リスク低減	・調達期間を勘案して、実務上可能な限り、賃貸	・調達期間を勘案して、実務上可能な限り、オペレ
の方策	借契約の契約期間を長期にし、かつ、賃借人の選	ーター業務委託契約の契約期間を長期にし、か
(リスクへ	択による同契約の解約を制限します。	つ、オペレーターの選択による同契約の解約を制
の対処方	3 (1 3 (3) 4) (4) (7 (4) (4) (3) (4) (3) (4)	限します。
針)	 ・発電事業者との賃貸借契約が終了し新たな発電	(削除)
21/	事業者を選任する場合に備えて、予め円滑な賃	<u> </u>
	借人の地位の承継を行うための手続(例えば、事	
	業計画認定上の発電事業者たる地位並びに買取	
	電気事業者及び接続電気事業者との間の契約上	
	の地位の移転に関する地位譲渡予約並びに買取	
	電気事業者若しくは接続電気事業者の承諾等)を	
	講じることを検討します。	
リスク発現	・モニタリングの結果、発電事業者との賃貸借契約	・モニタリングの結果、オペレーター業務委託契約
時の	が終了し新たな発電事業者を選任する必要がある	が終了し新たなオペレーターを選任する必要があ
リスク削減	と考えられる場合には、予め新たな発電事業者と	ると考えられる場合には、予め新たなオペレーター
方法	なるべき者を検討し、交渉するとともに、賃借人の	となるべき者を検討し、交渉するとともに、オペレー
7714	地位の承継を行うための手続に関する交渉を行い	ターの地位の承継を行うための手続に関する交渉
	ます。	を行います。
その他	(省略)	(現行どおり)
		1



【変更箇所⑯】

第2章 リスクの特定及び管理方針 第3条(主要なリスクの特定等)

- d. 流動性リスク
 - i. 再生可能エネルギー発電設備を処分できないリスク

(下線部は変更箇所を示します。)

変更前	変更後
i. 再生可能エネルギー発電設備を処分できないリスク	i. 再生可能エネルギー発電設備等を処分できないリス
	ク

【変更箇所⑰】

第2章 リスクの特定及び管理方針 第3条(主要なリスクの特定等)

- d. 流動性リスク
 - i. 再生可能エネルギー発電設備等を処分できないリスク

(下線部は変更箇所を示します。)

	* * * *	(一)が印は友文面/月で小しより。/
	変更前	変 更 後
リスクの	(省略)	(現行どおり)
特定		
リスクの	(省略)	(現行どおり)
把握•認識		
方法		
リスク	(省略)	(現行どおり)
リミット		
(リスク発		
見時に想		
定される事		
項)		
リスク低減	(省略)	(現行どおり)
の方策		
(リスクへ		
の対処方		
針)		
リスク発現	・再生可能エネルギー発電設備を処分できないリ	・再生可能エネルギー発電設備等を処分できない
時の	スクが発現した場合又はその具体的可能性が生じ	リスクが発現した場合又はその具体的可能性が生
リスク削減	た場合には、再生可能エネルギー発電設備の処	じた場合には、再生可能エネルギー発電設備の
方法	分以外の資金調達の方法や運用方法を検討し、	処分以外の資金調達の方法や運用方法を検討
	当該リスクによる本投資法人への悪影響を回避す	し、当該リスクによる本投資法人への悪影響を回
	る措置を講じるよう努めます。	避する措置を講じるよう努めます。
その他	(省略)	(現行どおり)

【変更箇所⑱】

第2章 リスクの特定及び管理方針 第3条(主要なリスクの特定等)

f. 共同投資者に係るリスク

	変更前	変 更 後
リスクの	(省略)	(現行どおり)
特定		
リスクの	・運用ガイドラインに定めるポートフォリオ構築方針	・運用ガイドラインに定めるポートフォリオ構築方針
把握•認識	に従い、再生可能エネルギー発電設備等を主たる	に従い、再生可能エネルギー発電設備等を主たる
方法	投資対象とし、運用ガイドラインに定めるデュー・	投資対象とし、運用ガイドラインに定めるデュー・
	ディリジェンス基準に基づき、共有持分の場合に	ディリジェンス基準に基づき、(準)共有持分の場
	は、他の共有者の属性についてその適切性を確	合には、他の(準)共有者の属性についてその適
	認します。間接投資における共同投資者について	切性を確認します。間接投資における共同投資者



	変更前	変更後
	も同様の確認を行います。	についても同様の確認を行います。
リスク	(省略)	(現行どおり)
リミット		
(リスク発		
見時に想		
定される事		
項)		
リスク低減	(省略)	(現行どおり)
の方策		
(リスクへ		
の対処方		
針)		
リスク発現	(省略)	(現行どおり)
時の		
リスク削減		
方法		
その他	(省略)	(現行どおり)

【変更箇所⑲】

第2章 リスクの特定及び管理方針 第3条(主要なリスクの特定等)

- g. その他のリスク
 - i. 新投資口の発行、借入れ及び投資法人債の発行による資金調達に関するリスク

(下線部は変更箇所を示します。)

変 更 前	変 更 後
i.新投資口の発行、借入れ及び投資法人債の発行によ	i.新投資口の発行、借入れ <u>等</u> による資金調達に関する
る資金調達に関するリスク	リスク

【変更箇所20】

第2章 リスクの特定及び管理方針 第3条(主要なリスクの特定等)

- g. その他のリスク
 - i. 新投資口の発行、借入れ等による資金調達に関するリスク

	変更前	変更後
リスクの	・新投資口の発行、借入れ及び投資法人債の発	・新投資口の発行、借入れ等の可能性及び条件
特定	行の可能性及び条件は、本投資法人の投資口の	は、本投資法人の投資口の市場価格、本投資法
	市場価格、本投資法人の経済的信用力、金利情	人の経済的信用力、金利情勢、インフラファンド市
	勢、インフラファンド市場その他の資本市場の一般	場その他の資本市場の一般的市況その他の要因
	的市況その他の要因による影響を受けるため、今	による影響を受けるため、今後本投資法人の希望
	後本投資法人の希望する時期及び条件で新投資	する時期及び条件で新投資口の発行、借入れ等
	口の発行、借入れ及び投資法人債の発行を行うこ	を行うことができず、その結果、予定した資産を取
	とができず、その結果、予定した資産を取得できな	得できなくなる等の悪影響が生じるリスク。
	くなる等の悪影響が生じるリスク。	
リスクの	・本投資法人の投資口の市場価格、本投資法人	・本投資法人の投資口の市場価格、本投資法人
把握•認識	の経済的信用力、金利情勢、インフラファンド市場	の経済的信用力、金利情勢、 <u>上場</u> インフラファンド
方法	その他の資本市場の一般的市況その他の要因と	市場その他の資本市場の一般的市況その他の要
	して合理的と判断される市場の各種指標(東証イ	因として合理的と判断される市場の各種指標(東
	ンフラファンド指数、東証 REIT 指数 <u>、又は</u> TIBOR	証インフラファンド指数、東証 REIT 指数 <u>及び</u>
	を含みますが、これに限られません。)を継続的に	TIBOR を含みますが、これに限られません。)を継
	調査し、本投資法人による資金の調達が困難であ	続的に調査し、本投資法人による資金の調達が困
	ると予想される時期における資金需要を予め予想	難であると予想される時期における資金需要を予
	してリスクを把握・認識します。	め予想してリスクを把握・認識します。
リスク	(省略)	(現行どおり)



	変 更 前	変更後
リミット		
(リスク発		
見時に想		
定される事		
項)		
リスク低減	(省略)	(現行どおり)
の方策		
(リスクへ		
の対処方		
針)		
リスク発現	・分析した市場動向等に照らし、本投資法人の資	・分析した市場動向等に照らし、本投資法人の資
時の	金需要を、新投資口の発行、借入れ及び投資法	金需要を、新投資口の発行、借入れ等による資金
リスク削減	人債の発行による資金調達以外の方法での資金	調達以外の方法での資金調達によっては満たす
方法	調達によっては満たすことができないと予想された	ことができないと予想された場合には、早期に追加
	場合には、早期に追加の借入枠設定又は随時借	の借入枠設定又は随時借入れ予約契約の締結を
	入れ予約契約の締結を行うように努めます。	行うように努めます。
その他	(省略)	(現行どおり)

【変更箇所②】

第2章 リスクの特定及び管理方針 第3条(主要なリスクの特定等)

- g. その他のリスク
 - ii. 利益相反に関するリスク

(下線部は変更箇所を示します。)

	変更前	変更後
リスクの	(省略)	(現行どおり)
特定		
リスクの	(省略)	(現行どおり)
把握·認識		
方法		
リスク	(省略)	(現行どおり)
リミット		
(リスク発		
見時に想		
定される事		
項)		
リスク低減	・利益相反取引に適用のあるルールを遵守して利	・利益相反取引に適用のあるルールを遵守して投
の方策	害関係人等との取引を行い、本投資法人の投資	信法上及び利害関係人等取引規程上の利害関
(リスクへ	主に不利益となる取引は行いません。	係人等との取引を行い、本投資法人の投資主に
の対処方		不利益となる取引は行いません。
針)	•(省略)	・(現行どおり)
リスク発現	(省略)	(現行どおり)
時の		
リスク削減		
方法		
その他	(省略)	(現行どおり)

【変更箇所②】

第2章 リスクの特定及び管理方針

第3条(主要なリスクの特定等)

- g. その他のリスク
 - iii. 再生可能エネルギー発電設備の工作物責任に関するリスク



東京インフラ・エネルギー投資法人

	変更前	変更後
リスクの	(省略)	(現行どおり)
特定		
リスクの	・オペレーター及び O&M 業者を通じて再生可能	・オペレーター及び O&M 業者を通じて再生可能
把握·認識	エネルギー発電設備等の管理、維持状況を確認	エネルギー発電設備の管理、維持状況を確認し、
方法	し、瑕疵の有無を把握・認識します。	瑕疵の有無を把握・認識します。
リスク	・再生可能エネルギー発電設備等の瑕疵に基づく	・再生可能エネルギー発電設備の瑕疵に基づく損
リミット	損害賠償義務の負担その他により、本投資法人の	害賠償義務の負担その他により、本投資法人の運
(リスク発	運用に重大な悪影響を生じさせることをもってリス	用に重大な悪影響を生じさせることをもってリスクリ
見時に想	クリミットとします。	ミットとします。
定される事		
項)		
リスク低減	(省略)	(現行どおり)
の方策		
(リスクへ		
の対処方		
針)		
リスク発現	(省略)	(現行どおり)
時の		
リスク削減		
方法		
その他	(省略)	(現行どおり)

【変更箇所②】

第2章 リスクの特定及び管理方針 第3条(主要なリスクの特定等)

g. その他のリスク

iv. 設備保有信託の信託受託者に関するリスク

		変	市	前	変更後
	(los = 11)	发	更	刊	22 22
リスクの	(新設)				・信託財産について必要な対抗要件を具備しない
特定					状態で設備保有信託の受託者について倒産手続
					等が開始された場合には、再生可能エネルギー
					発電設備等が信託財産であることを破産管財人等
					に対抗できず、破産財団等に属するものとして取り
					扱われてしまうリスク。
					・設備保有信託の受託者が、信託業務を行うにあ
					たって遵守すべき忠実義務、善管注意義務その
					他の義務に違反し、本投資法人が不足の損害を
					被るリスク。
リスクの	(新設)				信託財産について必要な対抗要件が具備されて
把握•認識					いるかどうかを定期的にモニタリングします。
方法					・公開情報又は信託契約等に基づき設備保有信
					託の受託者に係る業務体制及び財務に関する情
					報を確認するなどしてモニタリングを行い、その人
					的・財産的基盤を把握・認識します。
リスク	(新設)				・設備保有信託の受託者の破たん、解散、無資力
リミット					や、設備保有信託の受託者に対する業務改善命
(リスク発					令その他の行政処分又はこれに準じる事由の発
見時に想					生により、満足な維持管理・運営、権利実行への
定される事					重大な悪影響が生じることをもってリスクリミットとし
項)					<u>ます。</u>
リスク低減	(新設)				・信託財産について必要な対抗要件を具備するよ
の方策					<u>うにします。</u>
(リスクへ					・設備保有信託の受託者の業務体制の変更等が



東京インフラ・エネルギー投資法人

		変	更	前	変 更 後
の対処方					ある際には予め又は遅滞なく変更後の業務体制
針)					の内容等について報告を受けるようにします。
リスク発現	(新設)				・モニタリングの結果、設備保有信託の受託者のリ
時の					スクの顕在化のおそれが確認された場合には、信
リスク削減					託契約の解除及び新たな設備保有信託の受託者
方法					の選任を行うことを検討します。
その他	(新設)				・該当事項はありません。

以上

※本投資法人のホームページアドレス: https://www.tokyo-infra.com/